



資料編

- 1 曾於市環境基本条例
- 2 環境基本計画策定の経緯
- 3 計画策定に係る組織の名簿
- 4 上位関連計画との関係
- 5 用語集

1 曾於市環境基本条例

平成19年7月6日

条例第43号

私たちのまち曾於市は、大隅半島の北部に位置し、霧島山麓の豊かな自然の恵みにより広大な大地と森林が育まれ、北部地域は、大淀川流域に開けた末吉市街地、財部市街地が都城盆地の一角をなし、南部地域は、菱田川流域に広がる大隅市街地となっており、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴う廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、地球温暖化問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる曾於市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていくことを認識し、環境への負荷の少ない継続可能なまちづくりを推進していかなければならない。

ここに、私たち曾於市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び形成 環境の保護及び整備を図ることによって、人をはじめとする生物にとって良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産

並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むことをいう。

- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地，大気，水及び動植物をいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。），土壤の汚染，騒音，振動，地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって，人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人，法人及び団体をいう。
- (6) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて，環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (7) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び形成は，市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し，これを将来の世代へ継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び形成は，人と自然の共生を図ることにより，健全で恵み豊かな環境を維持しつつ，市域全般で社会経済活動及び生活様式を問い直し，環境への負荷が少なく，持続的発展が可能な循環型地域社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び形成は，市，事業者及び市民がそれぞれの責務を認識し，すべての日常生活及び事業活動において，公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって，相互に協力協働して推進しなければならない。

4 環境の保全及び形成は，地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ，地域での取組として行われるとともに，広域的に協力連携して行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり市域の自然的，社会的条件に応じた環境の保全及び形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し，これを実施する責務を有する。

2 市は，環境の保全及び形成に関する施策を策定するときは，事業者及び市民の意見を反映させ，協力協働して環境の保全及び形成に関する施策の推進に取り組むよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を行うことにより環境への負荷を低減する責務を有する。

4 市は、環境の保全及び形成に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に対する意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境の特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び形成に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策並びに市民が行う地域の環境保全及び形成に関する活動に協力するように努める責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び形成に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働等)

第7条 市、事業者及び市民は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協働しなければならない。

2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的に推進するため、市、事業者及び市民相互の調整に努めるものとする。

(環境施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、基

本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の特性を生かした景観の形成及び歴史的、文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。
- (6) 環境の保全に関する教育及び広報活動の推進により、環境に対する意識の高揚が図られること。

- 2 市長は、環境の保全及び形成に関する重要な施策の策定に当たっては、あらかじめ、曾於市環境対策審議会（以下「環境対策審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（環境基本計画）

- 第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び形成に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 前号の目標を計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、環境対策審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(快適な環境の確保)

第11条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第12条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第13条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めるとともに、事業者及び市民による当該製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、環境を保全し、未然に公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第15条 市は、事業者及び市民が、環境の保全及び形成について理解を深めるとともに、自発的な活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び形成に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、事業者及び市民に対する環境教育等の推進に当たり、市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(自発的な民間団体等の活動の促進)

第16条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供等)

第17条 市は、情報の収集に努めるとともに、事業者及び市民による環境の保全及び形成に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利、利益の保護に配慮しつつ、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び形成に関する調査研究を推進し、その成果の普及に努める

ものとする。

(推進体制等の整備)

第18条 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の行政機関相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

2 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との連携)

第19条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策並びに広域的な取組を必要とする環境の保全及び形成に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して、その推進に努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 環境基本計画策定の経緯

1) 計画についての環境対策審議会に対する諮問とその答申

① 諮問

曾市第1233号

平成22年2月12日

曾於市環境対策審議会 会長 様

曾於市長 池田 孝

曾於市環境基本計画について(諮問)

近年、異常気象や地球温暖化といった地球レベルでの記事をはじめ、様々な環境に関する記事等をよく見聞きするようになってきました。曾於市は、豊かな自然環境に恵まれながら、農畜産業を中心として発展をしてきましたが、最近、ごみの不法投棄をはじめ、河川の水質汚濁、野焼きによる苦情、また、担い手不足による遊休農地や管理不十分森林の増といった環境問題が身近に発生しております。

市では、このような環境への取り組みの第一歩として、平成19年7月に「曾於市環境基本条例」を制定し、その第9条において、環境の保全及び形成に関する基本的な計画として「環境基本計画」を策定することとしております。

市では、平成20年度から平成21年度の2ケ年にかけて、市民の代表からなる環境基本計画市民会議を中心に環境に関する様々なご意見をいただきながら、それを行政職員で構成する環境基本計画策定作業部会、環境基本計画策定委員会で検討を行い、別添案のとおり「曾於市環境基本計画(案)」を策定したところです。

つきましては、曾於市環境対策審議会条例第2条第1項の規定により、別添案件をお諮りしますので、ご意見をお聞かせ下さいますようお願い申し上げます。

②答申

平成22年3月1日

曾於市長 池田 孝 殿

曾於市環境対策審議会
会 長 迫 杉 雄

曾於市環境基本計画書(案)について(答申)

平成22年2月12日付けで当審議会に諮問された曾於市環境基本計画書(案)については、平成22年2月12日、2月22日、3月1日に審議会を開催し、慎重に審議した結果を下記のとおり答申します。

記

(1) 各委員から各章ごとの審議の中で、次のような意見、要望がありました。

○第2章

- 1 国勢調査を基に人口を出されているが、平成17年数値が最終となっていることから、現在の人口も参考として記述した方がよい。
- 2 曾於市の概況で社会・経済において、企業等に関する記述がないことから追加した方がよい。
- 3 文章をより分かりやすくするためにも、それに関連した的確な写真を掲載した方がよい。
- 4 公害発生について、農畜産業には記述があるが、事業所関係の記述がないことから追加した方がよい。
- 5 水環境において、水生生物に関する記述がないことから追加した方がよい。
- 6 地球温暖化の説明において、京都議定書に関する具体的な記述がないことから追加した方がよい。
- 7 大気の項目で農畜産業関係の悪臭についての記述がないことから追加した方がよい。

答申(つづき)

○第3章

- 1 アンケート調査結果について、その実施日を明記した方がよい。

○第4章

- 1 施策の目標達成に向けて、その進捗率を確認する場合、具体的な数値を用いて判断した方がよい。
- 2 臭気に関する項目の設定と具体的な施策及び数値目標を記述した方がよい。
- 3 農地保全における耕作放棄地や遊休農地の活用について、具体的な数値目標を記述した方がよい。
- 4 森林の整備・保全において、伐採後の植栽面積を具体的な指標とした方がよい。
- 5 不法投棄の問題も含め、自治会未加入者の対応について、記述した方がよい。
- 6 各種施策及び重点プロジェクトについては、次年度の予算、総合振興計画と整合性を取る。
- 7 環境保全型農業の推進における農薬、化学肥料については、現状の把握を実施し、また、それを根拠とした施策展開を行った方がよい。

○第5章

- 1 進行管理において、未達成施策が生じた場合、施策推進のために規則等を設けた方がよい。

(2) まとめ

曾於市環境基本計画の諮問を受け、本審議会では上記のような意見や要望が出されました。

今後、当該計画を本市の環境施策に生かし、環境政策推進会議や環境政策推進会議作業部会による年次ごとの推進状況の把握や現状分析・評価により平成26年度末(5年経過後)に見直す施策は見直しを行い、平成31年度末(10年目)までに計画達成のために積極的な施策を展開することにより、市民の環境への意識高揚と環境の保全が図られることを要請します。

2) 計画策定の経緯

①環境対策審議会

	開催日	協議内容
第1回	平成22年2月12日	諮問 第1章・第2章の説明・質疑応答
第2回	平成22年2月22日	第3章～第5章の説明・質疑応答
第3回	平成22年3月1日	全体を通しての質疑応答 答申

②環境基本計画市民会議

	開催日	協議内容
第1回	平成21年1月8日	自己紹介 市民会議会長・副会長選出 本計画の位置づけ及び体制 現状と課題の把握，意見・情報の抽出
第2回	平成21年2月18日	アンケート実施概要 市民から寄せられた情報紹介 市内での取組み紹介 現状と課題の把握，意見・情報の追加 将来像の検討
第3回	平成21年4月27日	将来像の検討 課題の分類，中期目標・基本方針の検討 施策の検討
第4回	平成21年7月9日	1章～4章の現状報告 施策内容の検討
第5回	平成21年8月19日	重点施策の検討
第6回	平成21年11月25日	本計画(案)の現状報告

③環境基本計画策定委員会

開催日		協議内容
第1回	平成20年10月3日	本計画の位置づけ及び体制 本計画の構成案及びスケジュール 本計画の期間と目標の考え方 アンケート実施概要 庁内関連事業実施状況調査について
第2回	平成21年5月28日	進捗状況と今後の予定 アンケート結果報告 将来像の検討 施策の庁内調査について
第3回	平成21年11月11日	本計画(1章～2章)の現状報告
第4回	平成21年11月26日	本計画(3章～5章)の現状報告
第5回	平成21年12月14日	本計画案全体の検討
第6回	平成22年3月10日	本計画案の全体の確認

④環境基本計画策定委員会作業部会

	開催日	協議内容
第1回	平成20年10月16日	本計画の位置づけ及び体制 本計画の構成案及びスケジュール 本計画の期間と目標の考え方 アンケート実施概要 本計画の庁内関連事業実施状況調査について
第2回	平成21年1月9日	本計画の庁内関連事業実施状況調査結果報告 市民アンケート回収状況 現状と課題の把握、意見・情報の抽出
第3回	平成21年2月19日	アンケート実施概要 市民から寄せられた情報紹介 現状と課題の把握、意見・情報の追加 将来像の検討
第4回	平成21年4月28日	将来像の検討 課題の分類案・基本方針案の報告 施策の庁内調査依頼
第5回	平成21年7月10日	目次案、環境の現況と課題(2章)の現状報告 施策の検討依頼 重点課題の検討
第6回	平成21年8月20日	施策の体系(第4章)の現状報告 重点施策の検討
第7回	平成21年10月9日	推進体制(第5章)の現状報告 重点プロジェクトの検討
第8回	平成21年10月30日	本計画の現状報告 施策の追加・修正依頼等
第9回	平成21年11月11日	4章～5章の現状報告 本計画案全体の確認

⑤ アンケートの概要

本計画策定の参考とするために、市民、事業者、農業者、小学生、中学生、高校生、観光客に対して、曾於市の環境についての意識調査を実施しました。

a. 調査対象地域

曾於市全体

b. 対象者及び抽出方法

対象者(対象学年)		配布部数	回収数	回収率	市民、事業者、 農業者の合計 回収率 約43%
小学生、中学生、 高校生の合計 回収率 約88%	市民 ^{注1)}	1,500	626	42%	
	小学生(4, 5, 6年生)	1,087	940	86%	
	中学生(1, 2年生)	797	677	85%	
	高校生(1, 2年生)	558	531	95%	
	事業者 ^{注2)}	200	110	55%	
	農業者 ^{注2)}	300	128	43%	
観光客 ^{注3)}		—	151	—	

注1) 平成20年10月1日時点で曾於市在住の方から年齢階層別に無作為抽出

注2) 平成20年10月1日時点で曾於市在住の事業者・認定農業者の方から無作為抽出

注3) 市外者を対象に市民祭(平成20年11月)、悠久の森ウォーキング大会(平成20年11月)で実施

c. アンケート実施期間

平成20年11月～12月

⑥ パブリックコメント

平成22年1月15日～29日まで、曾於市ホームページに本計画案を掲載及び閲覧して、市民の意見・提案を求めました。

3 計画策定に係る組織の名簿

1) 環境対策審議会

名 前	組 織	備 考
迫 杉雄	市議会議員（建設経済常任委員会）	会長
徳峰 一成	市議会議員（文教厚生常任委員会）	副会長
今鶴 治信	市議会議員（総務常任委員会）	
中島 清子	末吉町医師会（中島病院 理事長）	
徳留 稔	大隅町医師会（昭南病院 理事長）	
谷川 誠	財部町医師会（財部記念病院 院長）	
池田 一信	農業委員会（会長）	
柿木 幸夫	曾於農業共済組会（組合長）	
山野 徹	そお農業協同組合（信用担当常務）	
永吉 正	市商工会（会長）	
海野 隆平	市商工会（副会長）	
津曲 芳夫	市商工会（副会長）	
土橋 儀光	地区公民館連絡協議会（会長）	
川村 省一	地区公民館連絡協議会（副会長）	
坂口 利幸	地区公民館連絡協議会（副会長）	
山口 正人	(株)渡辺組（執行役員）	
永野 保任	南九州畜産興業(株)（専務取締役）	
福岡 義信	財部肉用部会（会長）	
岩元 祐昭	企画課（課長）	
谷元 清己	経済課（課長）	
上迫 光俊	畜産課（課長）	

2) 環境基本計画市民会議

名 前	組 織	備 考
今村 克行	学校代表	会長
和田 六雄	農業者代表	
鮫島 正和	〃	
丸鶴 則雄	〃	
有川 裕幸	商工会代表	
鹿島 秋人	事業者代表	
上集 孝一	〃	
原口 國市	内水面漁業協同組合代表	
山元 勝	衛生自治会代表	副会長
中西 貞利	〃	
坂野 トメ	〃	
照井 頼子	地域女性団体連絡協議会代表	
川村 涼子	〃	
竹山 マツ子	〃	
斎藤 勤	事業者代表	平成21年度から
白神 孝爾	〃	平成20年度のみ

4 上位関連計画との関係

本計画における重点プロジェクトでの取組みと国の第三次環境基本計画における重点分野政策プログラムとの関係を以下にまとめました。

	本計画における 重点プロジェクトでの取組み内容	国の第三次環境基本計画（環境省，平成 18年）における重点分野ごとの環境政策 （10プログラム①～⑩）
(1)	<u>エコ意識プロジェクト</u> ・本市全体での環境教育の推進 ・情報の発信・共有・報告 ・幼少期からの環境教育の推進	⑥ <u>生物多様性の保全</u> のための取組み ⑦市場において <u>環境の価値</u> が積極的に評価される仕組みづくり ⑧環境保全の <u>人づくり・地域づくり</u> の推進 ⑨長期的な視野を持った科学技術，環境情報，政策手法等の <u>基盤の整備</u>
(2)	<u>大気エコプロジェクト</u> ・日常生活・事業活動における地球温暖化対策 ・地球温暖化対策に関する情報提供 ・市役所における環境配慮	① <u>地球温暖化問題</u> に対する取組み ③都市における良好な <u>大気環境の確保</u> に関する取組み ⑩国際的枠組みやルール形成等の <u>国際的取組みの推進</u>
(3)	<u>大地エコプロジェクト</u> ・農畜産業の発展 ・環境保全型農業の推進 ・堆肥活用の推進 ・遊休農地の活用 ・参加・取組みの推進	⑤化学物質の <u>環境リスクの低減</u> に向けた取組み ⑦市場において <u>環境の価値</u> が積極的に評価される仕組みづくり
(4)	<u>暮らしエコプロジェクト</u> ・不法投棄の撲滅 ・ごみの減少・リサイクルの推進 ・景観形成	② <u>物質循環の確保と循環型社会の構築</u> のための取組み
(5)	<u>清流エコプロジェクト</u> ・河川の浄化 ・清流の保全	④環境保全上健全な <u>水循環の確保</u> に向けた取組み
(6)	<u>森林エコプロジェクト</u> ・森林の保全 ・森林の活用 ・景観形成のための植樹	

5 用語集

ア行

■アイドリングストップ

大気汚染や騒音発生を回避し、地球温暖化を防ぐための取組みとして、自動車の停車中にエンジンを不必要にアイドリングすることを自粛することです。

■悪臭

環境基本法(平成5年)において「大気汚染」や「水質汚濁」と並んで公害として定義され、典型7公害の1つです。

一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退等を起こさせる等の原因となる程度の影響があれば「悪臭」としているものと理解され、悪臭防止法で規制がなされています。

■エコマーク

日本環境協会が審査・認定する日本最大規模の環境ラベルです。環境ラベルとは、消費者が環境に配慮した製品を選ぶための目安になる表示のことです。エコマークは、製品やサービスがライフサイクル全体で環境負荷が少なく、環境保全に役立つ商品であることを表すマークで、平成元年に始まりました。

■NPO法人

「NPO(Non Profit Organization)」は、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」は、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

■屋外広告物法

昭和24年に制定された法律で、良好な景観を形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止が目的で、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制基準を定めています。

■温室効果

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象のことです。赤外線を吸収する気体(温室効果ガス)には、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、代替フロン等(HFC, PFC, SF₆)があります。近年、人工源の二酸化炭素(CO₂)等が増加しており、気候が温暖化する可能性が指摘され、温室効果ガスの発生量を減らそうとする取組みが行われています。

■温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働き(温室効果)があります。こうした働きをするガスを、温室効果ガスと呼びます。

力行

■外来生物

本来の生態系には生息・生育しないのに、食用やペット等の目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のことです。明治時代以降、日本に入って定着した外来生物は約2,000種に上ります。在来種を駆逐したり在来種と交雑するなどして生態系を激変させる侵略的な外来生物も少なくありません。平成17年6月に施行された外来生物法は、侵略的な外来生物や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来生物を、「特定外来生物」として指定し、飼育や輸入、販売を規制し、防除することを定めています。

■合併浄化槽

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽のことです。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果があります。

■環境基準

環境基本法第16条の「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」のことです。環境基準は、行政上の目標値であり、直接工場等を規制するための規制基準とは異なります。

■環境基本計画

環境基本法(平成5年)に基いて、国及び地方公共団体で策定される環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた計画です。この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策やその方策を具体化する手順等が示されています。

■環境基本法

平成5年に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律です。基本理念を定めた上で、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

力行(つづき)

■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものを指します(環境基本法第2条第1項)。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことを環境保全型農業といいます。

食料・農業・農村基本法においても、国全体として適切な農業生産活動を通じて国土・環境保全に資するという観点から、環境保全型農業の確立を目指しています。

■グリーン購入

消費者が品質や価格だけでなく、環境への配慮にも注目して製品やサービスを選択して購入することです。購入の必要性や使用後のリサイクルのしやすさ等も考慮することも必要です。

■グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及しています。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ベール(緑の旅行)と呼ばれています。

■グリーンマーク

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。経済産業省所管の(財)古紙再生促進センターが取り扱っています。



■下水道

生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を指します。下水道法上の下水道には、市街地及び周辺地域を対象に、市町村単位で整備する「公共下水道」、2つ以上の市町村にまたがり広域的に整備する「流域下水道」、主として市街地における雨水を排除するために市町村が管理する「都市下水路」等があります。

■光化学オキシダント

光による化学変化でできたスモッグのことです。光化学スモッグは、夏の日ざしが強く、風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は目がチカチカしたり、のどが痛くなったり、植物にある種の症状が現れたりするほか、視程障害をおこしたり、呼吸器系皮膚粘膜をおかす等広範にわたります。

■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの（下水道法第2条第3項）を指します。

サ行

■酸化物質

酸素と反応して生成された物質のことです。光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物等が紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化物質です。

■循環型社会

限りある資源を有効活用するため、大量消費、大量流通、大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費される物やエネルギー等あらゆるものを資源として循環し再利用することによって、環境への負荷を可能な限り低減することをめざした社会を循環型社会といいます。

平成12年に日本は循環型社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義しています。同法は、循環型社会を構築する方法として、(1) ごみを出さない、(2) 出たごみはできるだけ利用する、(3) どうしても利用できないごみはきちんと処分する—の3つを提示しています。

■振動

物理学的に広い意味で定義すると、ある量の大きさが時間とともに大きくなったり小さくなったりする現象といえます。例えば物体が1つの点を中心に一定の周期で揺れ動く場合等がこれにあたります。環境問題としての振動は、その現象が地盤等を通じて伝播し、生理的な影響（睡眠障害等）、心理的な影響（作業効率低下等）、社会的な影響（家屋被害等）を及ぼすことをいいます。

環境基本法（平成5年）で定義されている典型7公害の一つであり、発生源としては工場・事業場、建設作業、道路交通等が挙げられます。

サ行 (つづき)

■親水性

親水とは、水に触れたり接したりして水に親しむことです。親水性の高い水辺空間とは、人と水との触れあいがしやすい水辺一帯の広がりを表しています。

■水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁することを水質汚濁といいます。

発生源は、生活排水、工場排水の他、農業・牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染等があります。影響としては、有害物質による魚介類・ヒトへの被害、有機性汚濁による水質の悪化等のほか富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅等が挙げられます。

■生活排水

一般の家庭から排出される汚水のことです。台所、浴室、洗濯等からの排水に加え、し尿等の浄化槽からの放流水のことをいいます。

■生態系

生物群集(植物群集と動物群集)及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物資系を指します。生態系は、生産者、消費者、分解者および還元者から構成され、無機物と有機物との間に物資代謝系が成立しています。自然環境を基準にして、陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別されます。

■生物多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、①生物種の数が多いという「種間の多様性」、②同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性(遺伝子の多様性)」、及び③これらの生物とその生息環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいます。

生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠です。持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせません。

国は生物多様性条約の加盟国として平成7年に生物多様性国家戦略を策定しました。また、平成22年に名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の議長国です。

■騒音

ある音が騒音かどうかは人の主観的な判断によるものなので、ある人にとって好ましい音であっても、他の人にとっては騒音と認識されることもあります。

一般的には、生理的な影響（聴力障害、睡眠障害等）、心理的な影響（会話障害、作業効率低下等）、社会的な影響（地価の低下等）を及ぼす音をさします。

騒音は、環境基本法（平成5年）で定義されている公害のひとつです。

夕行

■大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質、及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいいます。

代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄を主体とした硫黄酸化物（SO_x）、二酸化窒素を主体とした窒素酸化物（NO_x）、燃料の不完全燃焼に伴う一酸化炭素（CO）、燃料の未燃焼や溶剤の蒸発などに伴う炭化水素（HC）、ばい煙発生施設・粉じん発生施設・自動車排ガスに伴う浮遊粒子状物質（SPM）などのほか、重金属・そのほか種々の化学物質などがあります。

■地球温暖化

地球を取り巻く大気中の二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）等の微量ガスは、地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質をもち、地表の気温を生物の生存に適当な程度に保っています。これらのガスの大気中における濃度は着実に増加していることが広く観察されていますが、このような増加は、地球の温暖化をもたらし、人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすことになるものとして懸念されています。

■窒素酸化物

一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）等の総称であり、これらをあわせた表現であるNO_x（ノックス）とも略称されています。大気汚染物質の1つで、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、酸性雨や光化学オキシダントなどの大気汚染の原因ともなっています。

■低排出ガス車

平成12年4月から「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、基準よりも排出ガスを低減させた自動車で国土交通省が認定した自動車のことです。認定を受けた自動車には、排出ガス低減レベルを表示するステッカーを貼り、わかりやすく表示し、消費者に普及を図っています。

タ行 (つづき)

■典型7公害

環境基本法(平成5年)で公害として定義されている①大気汚染, ②水質汚濁, ③土壌汚染, ④騒音, ⑤振動, ⑥地盤沈下, ⑦悪臭をさします。

ナ行

■農業基盤整備

農業の生産性の向上や農村の生活環境の改善, 農村の活性化を進めるために行われる一連の事業のことです。

ハ行

■バイオマス

もともとは生物(bio)の量(mass)のことです。最近, 再生可能な生物由来の有機性エネルギー原料や資源(化石燃料は除く)を指すことが多くなっています。

■不法投棄

廃棄物を不法に投棄することです。ごみの不法投棄対策として, 環境省は「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年6月策定)等に基づき幅広い取組みを推進してきましたが, 平成19年度より, 不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組みとして, 5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し, 国, 自治体, 市民等が連携して, 監視活動や啓発活動を一斉に実施しています。

■保水機能

森林や田等が雨水を浸透あるいは貯留させる機能のことで, 洪水時の流量を減少させるとともに, 通常時の流量を維持するといった自然の流量調整機能として重要なものです。

ヤ行

■遊休農地

法令用語であり，農地であって，現に耕作の目的に供されておらず，かつ，引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいいます。

ラ行

■リサイクル

環境汚染の防止，省資源，省エネルギーの推進，廃棄物（ごみ）の減少を図るため，資源として再利用できる廃棄物を活用することを指します。

曾於市環境基本計画

発行日 平成22年3月

発 行

曾於市役所 末吉支所 市民課 環境係

住所：〒899-8692 曾於市末吉町二之方1980番地

Tel：0986-76-8805

曾於市役所 大隅支所 市民課 環境係

住所：〒899-8102 曾於市大隅町岩川5629番地

Tel：099-482-5923

曾於市役所 財部支所 市民課 環境係

住所：〒899-4192 曾於市財部町南俣11275番地

Tel：0986-72-0934
